

小松市地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき、災害に対応するための基本的かつ総合的な計画です。

今回の改定では、昨年に県が公表した地震被害の新たな想定や、能登半島地震の課題などを踏まえ、大幅な変更が加えられています。いつ発生するか分からない大規模災害に備え、「災害に強いまちづくり」に取り組んでいきましょう。

改定のポイント

Point 1 避難所の適正配置

- ・指定避難所の避難者一人当たりの面積をスフィア基準*を参考に確保
- ・環境や安全性の観点から、指定避難所を集約(一部変更) など

Point 2 避難環境の整備と支援強化

- ・避難所カルテの作成
- ・避難所管理システムの導入 など

Point 3 備蓄体制の充実

発災から3日目までの備蓄を、公的・家庭・市内流通備蓄で確保 など



◀詳しくはこちら

※スフィア基準：災害などの緊急時に、人が尊厳を保って生活するための人道支援の分野で使われる国際基準

わたしから始まる防災

備えのススメ

問い合わせ

危機管理課

☎ 24・8150

